

【1980年1月22日】労働者災害補償保険法等の一部改正について
社会保障制度審議会

労働省発基第2号
昭和55年1月22日

総理府社会保障制度審議会
会長 大河内 一男 殿

労働大臣 藤波 孝生

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱について

労働者災害補償保険法等の一部を別紙要綱のとおり改正することについて、社会保障制度審議会設置法（昭和23年法律第266号）第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求める。

別紙

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

最近における社会経済情勢に鑑み、被災労働者及び遺族に対する保険給付の内容の改善整備等を行うこと。

第二 改正の内容

一 保険給付の内容等の改善

（一） 障害補償年金の受給権者が業務上の事由又は通勤によらないで死亡した場合において、既に支払われた障害補償年金の合計額が障害等級に応じ次の額に満たないときは、その額との差額を遺族補償年金の失権差額一時金に準じ、一時金としてその遺族に支給すること。

障害等級第一級	給付基礎日額の一三四〇日分
障害等級第二級	給付基礎日額の一一九〇日分
障害等級第三級	給付基礎日額の一〇五〇日分
障害等級第四級	給付基礎日額の 九二〇日分
障害等級第五級	給付基礎日額の 七九〇日分

障害等級第六級 給付基礎日額の 六七〇日分

障害等級第七級 給付基礎日額の 五六〇日分

(二) 障害補償年金の受給権者が希望する場合には、障害等級に応じ(一)に掲げる額を最高額として労働省令で定める額を遺族補償年金の前払一時金に準じ、一時金として前払いすること。

(三) 遺族補償年金の額を次のとおりとすること。

イ 遺族が一人の場合

(イ) 次の(ロ)以外の場合 給付基礎日額の一五三日分(給付基礎年額の約四十二パーセント)(現行三十五パーセント、当該遺族が五十歳以上五十五歳未満の妻である場合四十パーセント)

(ロ) 当該遺族が五十五歳以上又は所定の廃疾の 状態にある妻である場合

給付基礎日額の一七五日分(給付基礎年額の約四十八パーセント)(現行四十五パーセント)

ロ 遺族が二人の場合 給付基礎日額の一九三日分(給付基礎年額の約五十三パーセント)(現行五十パーセント)

ハ 遺族が三人の場合 給付基礎日額の二一二日分(給付基礎年額の約五十八パーセント)(現行五十六パーセント)

ニ 遺族が四人の場合 給付基礎日額の二三〇日分(給付基礎年額の約六十三パーセント)(現行六十二パーセント)

ホ 遺族が五人以上の場合 給付基礎日額の二四五日分(給付基礎年額の場合約六十七パーセント)(現行六十七パーセント)

(四) スライド制の改善

保険給付(休業補償給付を除く。)の額のスライドの発動要件である賃金水準の変動を六パーセントを超える変動(現行十パーセントを超える変動)に改めること。

(五) 通勤災害に関する保険給付の内容等についても以上と同様の改善を行うこと。

二 労働福祉事業の改善

(一) 労働福祉事業として支給が行われる給付金のうち労働省令で定める給付金については、不正受給者からの費用徴収、受給権の保護等に関し保険給付に準じた取扱いを行うこと。

(注) 労働省令で定める給付金は、特別支給金とする。

(二) 労働福祉事業団に年金を担保として小口資金の貸付けを行わせることができることとすること。

三 労災保険給付と民事損害賠償との調整

(一) 障害補償年金、遺族補償年金、障害年金又は遺族年金の受給権者に対し、使用者が

ら同一の事由についてこれらの給付に相当する民事損害賠償が行われる場合には、当該民事損害賠償は、これらの給付の将来給付分に関し、これらの給付の前払一時金の最高額の限度で調整することができることとする。

- (二) 保険給付の受給権者に対し使用者から同一の事由について保険給付に相当する民事損害賠償が行われたときは、政府は、その価額の限度で保険給付を行わないことができることとする。

四 メリット制（事業場ごとの災害率による保険料の調整）の改善整備）

- (一) 事業場ごとの災害率による保険料の調整幅を、継続事業については四十パーセント（現行三十五パーセント）以内、有期事業については三十パーセント（現行二十五パーセント）以内に拡大すること。
- (二) 事業場ごとの災害率による保険料の調整率の計算の基礎となる収支率について技術的な改善を行うこと。

五 その他

関係法律の規定等について所要の整備を行うこと。

第三 施行期日

この改正法の円容は、昭和五十五年十一月一日から施行すること。ただし、次の内容は次のとおり施行すること。

- (一) 第二の一の（四）に係る改正内容 公布後三箇月以内の政令で定める日
- (二) 第二の四のうち継続事実に係る改正内容 昭和五十五年十二月三十一日
- (三) 第二の四のうち有期事業に係る改正内容 昭和五十六年四月一日
- (四) 第二の一の（一）及び（二）、二の（二）並びに三に係る改正内容 昭和五十六年十一月一日